

要 望 書

令和 4 年 1 2 月

神奈川県市長会

金融機関における公金収納及び支払いに係る経費負担への 財政措置等について

数年来、金融機関から自治体に対し、公金収納及び支払いに係る経費を負担するよう働きかけがなされているところですが、当該経費の負担については、仮にこれに応じた場合の負担増が極めて多額となることが想定されることから、県内各市では対応に苦慮しているところです。

特に個人住民税の特別徴収等においては、地方税共通納税システムがスタートし、金融機関の窓口納付の方法によらず納税することが可能となるなど、金融機関の公金収納事務の効率化が図られつつあり、今後も行政のデジタル化の流れの中で、一層の事務効率化が期待されるところですが、現時点では、金融機関へ赴いて窓口納付する納税者の割合は決して少なくありません。

県内各市にあつては、金融機関の要請に応じて手数料を支払うこととするか否かについて、今後、支払いが求められている手数料の総額、財政への影響、公金収納事務の効率化に向けた取組み状況などを踏まえて、それぞれ検討する必要があります。

そこで、今後の各市の対応に資するよう、次の事項について要望します。

- 1 金融機関の要請に応じて手数料を支払う場合は、当該手数料の財源について財政措置を講ずること。なお、交付税不交付団体に対しても財源措置を講ずること。
- 2 窓口収納事務を効率化し生ずる手数料を縮減するため、個人住民税の特別徴収事業者が「地方税共通納税システム」を利用しやすい環境づくりに努めるとともに、QRコードを活用した公金収納など自治体のデジタル化による収納事務の効率化に向けて積極的に取り組むこと。
- 3 電子納付が進むことにより収納事務が効率化された段階における指定金融機関等の制度のあり方を見直すことを検討すること。

令和4年12月9日

総務大臣 松本 剛明 様

神奈川県市長会

会長 本村 賢太郎